

東京税財政研究センター

会 報

第53号

2006. 5. 1 発行

発行人 吉 本 貢
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F

TEL 03 (3360) 3871

FAX 03 (3360) 3870

E-mail tzzkc@nifty.com

第34回公開講座 過去最高137人参加

庶民大増税・変わりはじめた税務署

去る2月6日、第34回公開講座を午前10時から平和と労働センター・全労連会館にて開催しました。税制と税務行政が大きく変わろうとしているいま、その実態と背景を会員のみならず広く知らせていくことが大切と考え、センターの総力をあげて取り組んだ公開講座でした。講座は①構造改革と税制改革、②税務行政変化の具体的内容と確定申告の二本立てとし、6人の講師が報告をしました。大増税時代が着々と準備されている中、それに呼応すべく税務行政が変化していく方向、そしてそれにどのように対処すべきか、センター会員、新人会、全建総連、全商連、保団連等からの参加者が熱心に聞き、質問も出ました。

〈アンケートから〉

- ・東京局の方針や問題点が掘り下げられたのはよかった。
- ・税理士として仕事の上でも大変に参考になる会でした。
- ・小泉構造改革と税制改革、それと連動する税務行政の変化、さらに税務調査の動向が理解できた。

〈質問事項〉

- ・事業廃止後に賦課された個人事業税の通知があった場合の更正請求
- ・要介護者の障害者認定
- ・1人親方の給料と外注費の区分



第13回 通常総会のお知らせ

日時 2006年8月21日(月)
午後1時～5時

場所 平和と労働会館
文京区湯島2-4-4
(TEL 03-5842-5610)

記念講演

「憲法問題とマスコミ」
(検討中)

確定申告事務の現状、4～6月事務、実地調査の動向を検証してみました。

1. 確定申告事務の現状

年金課税強化などの税法改正（悪）による相談来署者、申告書枚数の激増、株式市場の好況さを反映した株式譲渡申告書の増加などによる事務の膨張は、申告書処理はもとより4～6月、さらには新年度以降の調査事務を圧迫し、さらなる実調率の低下を招くことが予測されていました。

そのため当局は、①相談の外部委託推進、②巡回指導方式相談などによる納税者サービスのカット、③季節労働者の方式による挙署体制、局署体制の強化、④アルバイトや派遣労働者の大量採用、⑤署外相談会場の設置、⑥申告書全件入力による効率化、⑦IT化の促進、⑧郵送提出の奨励などによって乗り切るとしました（事務運営に当たる特留事項等）。

現状は、職員の処理能力をはるかに超えた事務量を、①4月3日までの申告書最終入力、②4月からの早期調査着手という指示の下、連日3～4時間の残業で息をつく間もない状態で推移した模様です。

相談会場では、「巡回指導で長時間立ち放し。腰痛が起きた」「M署はタッチパネルに補助者もつけず、申告書1表も自書させたため、初日から納税者が会場からあふれ出し、後日方針転換した。局の実験という声もある」「F署は局の方針に従い申告書作成用パソコン30台を設置したが、利用者は1日30人だった」「所得税職員は優先的に申告書処理にまわり、相談会場は他部門からの応援者がほとんど。質問に答えられずトラブルも」とか鳴り物入りで実施された署外相談会場では、「職員が手隙になっても申告書の処理に回れないため、還付審査が大幅に遅れた」などの情報があり、基本的な解決策

を放置し処理方法の手直しだけで対処しようとする当局の方針で、現場には矛盾が激化している状況がうかがえます。

2. 申告書処理、直後事務の現状

申告処理では、主目的が4～6月の調査日数確保のためとしか思えない全件入力と申告書のバッチ別編てつを強引に全管実施としてきました。先行実施したT、T両署の試行結果は一切明らかにしていないと言われています。全件入力では全申告書に納税者番号を設定するため、二重納番が発生しやすくこの処理に手間がかかり、問題が顕在化するのはいずれのようです。また、申告者数や自書作成の増加に比例し還付保留や修正対象（事後処理対象）、訂正申告書が著しく増加。全体的に事後処理対象者は前年の3～5割増と予測されています。

3. 実施調査の動向

所得税部門では、申告書全件入力、バッチ別編てつで確申直後事務の大幅な圧縮により、4月からの実地調査を可能とした当局は、何が何でもその実績を作るために現場に対する圧力を強め、実際に4月からの調査着手署が相当数出ています。しかし、先行実施したT署では、4～6月の計画調査日数を本年度は前年の半分にした、という情報も伝わっています。

4～6月は当初予想件数の3～5%の所得税無申告者、課税事業者届出書提出者の10～20%にのぼる消費税無申告者への調査が全署的に実施される見込みです。とりわけ消費税無申告者の徹底した調査は当局の焦眉の課題となっている模様です。

資産税部門では、株式譲渡の申告制度導入3年目で、同族株式も視点に入れた本格的な調査を、17年分相続税着手を従来の9月から7月に前倒しし、年間を通じた相続税調査を行う方向のようです。

新会社法と法人税改正

1. 法人税法改正の特徴

本年度の法人税法の改正は、本年5月から施行される改正会社法を受けて、法人税法も整備されている。一例を上げれば、会社法では、株式消却制度を見直し、減資と株式消却が無関係になった関係上、法人税法61条の2の規定が、会社法に合わせて整理され、みなし配当の規定からも株式消却が削除された。また、最低資本金限度額の規制が撤廃され、1人会社の設立が容易になったため、1人会社に相当する会社に対する課税が重課されるなど、会社法との調整整備のための改正が多数行われた。また、今回改正では、節税の防止ないし租税回避に対する防止策もその整備に合わせて導入していることが本年度の特徴といえるのではないかと考える。

旧商法は債権者保護と株主との利害調整をする法であった。新会社法は、会社の経営スタイルの選択に合わせて機関設計できるなど経営組織の自由度をあげ、債権者保護は会社計算の明確化と情報開示で自己責任原則の機能を持たせる等のいわゆる「規制緩和」版の会社組織法に再編されたものと考えられる。経営組織の自由度があがれば、会社組織の親子会社、グループ会社、LLP、信託、公益法人、匿名組合等の経営組織を利用したビジネスが外国会社を含め、国内・国外に展開が容易にできることが予測される。このことが、法人税の世界に及ぼす影響は、納税者がどのような経営組織を採用しようが、課税の公平を確保する手段として、租税回避防止策を強化していきたいとする背景があるのではないかと考える。税法の租税回避防止策は、税法の解釈が納税者に予測可能で、法的安定性のあるものでなくてはならないとする「租税法律主義」の機能を弱体化、形骸化させるものであってはならない。そのため、本年度の法人税法の改正を「節税の防止ないし租税回避防止策の強化」という観点からみてみることにする。

2. 役員給与と損金算入要件の厳格化（法34）

改正法人税法34条では、役員給与のうち次の要件に該当しない給与は損金不算入とされた。
①定期同額給与（株主総会後1回の改訂および、その後の経営悪化による引き下げ改訂は容認される。）
②税務署長への支給時期・確定支給額の事前届出給与、
③利益連動型給与以外の給与

は損金不算入となる。

定期同額給与では、その改訂は会計期間開始後3ヶ月内に改訂されたもの（その後の経営状況の悪化による減額改訂は損金算入可）以外は損金不算入となるため、4ヶ月以降の増額改訂は損金不算入となる。事前届け出給与は、通常、臨時的な給与である役員賞与とか、季節変動給与とかの定期同額給与に該当しない役員給与を会社法に合わせて柔軟に損金に認めようとするものである。しかし、その支給時期とその支給額を事前に確定して、職務執行開始前と会計期間開始3ヶ月以内のいずれか早い日までに税務署長に届け出ないと損金算入が認められない。取締役会で、事前に確定支給の役員賞与を決めていても、税務署への事前届け出が1日でも期限に遅れると損金算入ができないこととなるので、注意を要する。このように、役員給与の損金算入要件として給与改訂方式に定期同額の定型化要件と確定支給額の事前届出要件を課したのは、役員給与を節税目的で調整させないことを目標として制度化されたものと考えられる。

3. 特殊支配同族会社（実質一人会社）の役員給与の損金不算入（法35）

改正法人税法35条では、①同族会社の業務主宰役員（社長）とその同族関係者等がその会社の発行済株式総数の90%以上を有していて、かつ、②その会社の常務役員のうち業務主宰役員（社長）とその同族関係者常務役員の総数が過半数を超える場合には、業務主宰役員（社長）の給与のうち給与所得控除額相当分が損金算入されないこととなった。ただし、①前3年基準所得（欠損金控除前所得+業務主宰役員（社長）給与）が800万円以下である場合、②前3年基準所得が年800万円超3,000万円以下で、業務主宰役員（社長）給与が前3年基準所得の50%以下である場合には、損金不算入の適用はない。

この実質一人会社の役員給与の損金不算入規定が創設されたのは、会社法で最低資本金の限度額が廃止されたため、節税目的の法人成りが容易になるため、これを抑制する目的で創設されたものといわれている。この重課制度は、会社法が設立を認めている一人会社を一人会社以外の社団会社の課税とは明らかに差別的に重課

するもので、課税の公平論からいって問題があるといえる。また、既存の同族会社のうち、実質一人会社を選択的に差別的に課税強化するものであって到底容認できるものではない。しかし、法人税法の施行がされてしまっているのので、実務的には、①業務主宰役員（社長）等の持ち株数を減少させるとか、②同族関係者以外の常務役員を増加させるとか、③別会社を設立して業務分野を分割し、④基準所得を800万円以下等の手段を講じて、重課を回避する方策を検討せざるを得ないであろう。

4. 同族会社等の行為又は計算の否認に関する調査税目の拡大（法132③）

改正法人税法132条3項では、税務署長が法人税につき更正・決定する場合に、法人の行為又は計算につき、所得税法・相続税法・地価税法の同族会社の行為又は計算の否認等の規定が適用があったときは、法人の行為計算を否認して更正・決定できるとされた。所得税法・相続税法・地価税法の同族会社の行為又は計算の否認等の規定も法人税法と同様の改正がされた。

同族会社等の行為又は計算の否認規定は、行為計算の否認要件が明瞭でなく、租税法律主義の観点から問題がある規定といわれ、会社の租税回避行為に対する抑止的な規定と考えられている。しかし、この規定を根拠に、実際の税務調査では、法人税・所得税・相続税の同時調査が行われることが十分考えられる。

5. 特定株主等支配欠損等法人の欠損金の繰越不適用（法57の2）・資産の譲渡損失損金不算入（法61）

法人の株式総数の50%超の移動（オーナーチェンジ）があった日以前の繰越欠損金につき、

事業等に一定の事実が発生している場合には、欠損金の繰越控除が不適用になるとともに、資産の譲渡損失も損金不算入となる。これは、オーナーチェンジにあたって、購入株価が欠損金を考慮したところで決定されるため、その欠損金を2重控除させないための規定と考えられる。すなわち、被買収された法人の欠損金等を利用するためにオーナー側が被買収法人への利益移転による節税策の目をつみ取る税制上の措置と考えられる。オーナーチェンジがある場合の被買収法人の税務申告では、大変、欠損金控除不可の事実関係に関する要件が複雑で注意すべきものと考えられる。（粕谷幸男）

新入会員紹介

※ 会 員

◦ 安永 高
住 所 甲府市美咲2-4-4
事務所 同 上

※ 賛助会員

◦ 荒川 俊之
住 所 志木市本町3-8-9
事務所 新宿区三栄町23-1
ライラック三栄ビル2階

◦ 橋口 照子
住 所 草加市金明町643-5
事務所 足立区千住中居町29-4
第2小泉ビル

◦ 増子 豊彦
住 所 豊島区池袋2-51-8-203
事務所 同 上

ザ・コラム

なんとかしろ——
やくざの親分が組員を呼びつけて拳銃を渡して、「なんとかしろ」。後になって……「殺せとは一言も言ってませんぜ」
選挙事務所で、劣勢を伝えられている候補者が秘書に、「なんとかしろ」。後になって……「買収しろと言った覚えはない」
マンションの建築主が設計士を呼びつけて、「もっとなんとかならないの」。
あとになって……「鉄筋を減らせとは一言も言ってません」
こんな場合はどうだろう——
決算書を見て、会社の社長が税理士に、「こんなに利益が出たんじゃ税金を払えないよ、なんとかしてくれ」。
その反対に「この欠損じゃ銀行が金を貸してくれないよ、なんとかしてくれ」
どうします、どちらも後になって……が恐ろしい。
納税者の見方などと社会正義ぶっても、それにつけても金の欲しさよ。である。顧問先を失いたくはないし、そうかといって毒饅頭を食うのは嫌だし……。
税理士に対する損害賠償の訴訟が急増している。そのなかには、「なんとかしってやるよ」という善意（安易？）が裏目に出て何百万円の賠償金を払わされた先生もいる。

(Y)